

## 八洲学園大学特修生規程

- 第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の特修生については、本学学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 特修生を志願する者に対しては、本学の授業を理解できるかどうかを判定するため、作文を課すものとする。
- 第3条 本学教授会は、前条の作文と本学学則第18条の書類を審査し、入学者を決定する。
- 第4条 特修生は、本学正科生としての入学資格を取得しようとする者と入学資格の取得を目的としないで入学する者に分ける。
- 第5条 本学正科生としての入学資格を取得しようとする特修生は、在学中に次に掲げる授業科目から8科目16単位以上を修得しなければならない。

授 業 科 目 名	単 位 数
保育園・幼稚園教育と家庭教育概論	2
乳幼児のしつけ（演習）	2
小学校道徳教育と家庭教育	2
ケーススタディ1（演習）「幼児の体罰と虐待」	2
ケーススタディ5（演習）「中学生<きれ>の要因分析」	2
文学に表れた家庭・家族1（演習）（日本）	2
発達特性と習慣形成（演習）	2
中学校教育と家庭教育概論	2
善悪意識の育成（演習）	2
親子の信頼関係	2

- 第6条 本学正科生としての入学資格取得を目的としない特修生は、本学が開設するどの授業科目でも受講できるが、単位は取得できないものとする。ただし、本人からの要求があった場合には、別表の受講証明書を発行するものとする。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

